検査職員任命書

令和　　年　　月　　日

所属名

職名

氏名　　　　　　　　　　殿

国立大学法人熊本大学契約責任者

あなたを、国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則第６５条第２項に規定する検査職員に任命し、下記の事務の範囲に掲げる検査を命じます。あなたの会計上の義務及び責任は、国立大学法人熊本大学会計規則第３８条に規定するところによります。

記

事務の範囲

「〇〇〇〇〇〇〇」契約に係る給付の完了の確認をするため必要な検査

(参考規則)

国立大学法人熊本大学会計規則

(会計上の義務と責任）

第38条　本学の役員及び職員は、本学の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこの規則に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

2　本学の役員及び職員は、故意又は重大な過失により、前項の規定に反して本学に損害を与えた場合には、その損害を弁償する責に任じなければならない。

国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則

(検査)

第65条　契約責任者は、会計職務権限規則の定めるところにより、職員に前条第1項の契約又は物件の買入れその他の契約の給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするために必要な検査(以下「検査」という。)を命ずるものとする。

2　契約責任者は、検査に特に専門的な知識又は技能を要することその他の理由により、前項の職員において検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる場合は、別紙第2の検査職員任命書により前項の職員以外の職員に検査を命ずることができる。

3　契約責任者は、物件が他大学に納入されることその他の理由により、本学の職員において検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる場合は、別紙第3の検査委託書により職員以外の者に検査を委託することができる。

4　検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

5 検査を行った者は、当該検査の結果に基づいて検査調書を作成しなければならない。ただし、500万円未満の契約に係る検査調書の作成は、省略することができる。